

# 筑西市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請受付要領

令和2年5月29日

## I 協力金の概要

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、茨城県による「新型コロナウイルス感染症に関する県の緊急事態措置等（以下「緊急事態措置等」という。）」の要請により、施設の使用停止や施設の営業時間の短縮（以下「休業等」という。）に協力した、本市の区域内で施設等を営む中小企業者等に対し、「筑西市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給します。

### 2 支給額等

1 事業者あたり5万円を1回限り支給します。

※ 対象施設が賃借、複数の場合でも一律5万円です。

## II 申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす方とします。

- ① 茨城県の緊急事態措置等に基づく要請により休業等を行った筑西市内に所在する施設で、令和2年4月16日以前に開業し、かつ、営業を行う中小企業者又は個人事業主であること（特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人等を含む）。
- ② 茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給決定を受けていること。

## III 申請手続き等

### 1 受付期間

令和2年5月18日（月）から8月31日（月）まで（当日消印有効）

### 2 申請書の入手方法

- ① 筑西市のホームページからダウンロードできます。
- ② 下記の施設でも申請書類を配布します。（土日、祝日除く）
  - ・市役所本庁舎3階 商工振興課（6-1番）窓口
  - ・各支所、川島出張所
  - ・下館商工会議所
  - ・筑西市商工会

### 3 申請に必要な書類

- ① 筑西市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書兼請求書
- ② 本市の区域内に所在する施設等での開業及び営業が行われていることがわかる書類（申告書の写し、営業の許可証や届出書等の写し）
- ③ 茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給の決定に係る通知の写し
- ④ 誓約書
- ⑤ 振込先通帳等の写し（振込先の記載事項がわかるものの写し）

※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はしません。

### 4 申請方法

申請書類は原則として郵送とします。次の方法で送付してください。送料は、申請者側のご負担をお願いします。

- ① 簡易書留など送付書類の追跡ができる方法で送付してください。
- ② 令和2年8月31日（火）までの消印有効です。
- ③ 送付先 〒308-8616

茨城県筑西市丙360番地

筑西市経済部商工振興課 宛

※ 送付の際は、差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

### 5 支給の決定等

申請書類を受理した後、その内容を審査し、支給する決定をしたときは、協力金交付決定通知書を送付し、協力金の振込みを行います。

※ 通知書の送付及び協力金の振込みは、順次行います。

## IV その他

本協力金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本協力金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を全額返金することになります。

#### ◆問合せ先

筑西市経済部商工振興課

電話：0296-54-7011

時間：8時30分～17時15分（土、日、祝日を除く）